## 〇文部科学省令第四十号

学 校 教 育 法 昭 和 十 二 年 法 律 第二 十六 号) 第 五 + 匹 条 第四 項 ( 第 七 十条 第 項 に お 7 て 準 用 する

場 合 を 含 む。  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 高 等 学 校 通 信 教 育 規 程  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\emptyset$ る。

令和四年十二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

高 等 学 校 通 信 教 育 規 程  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

高 等 学 校 通 信 教 育 規 程 昭 和  $\equiv$ + 七 年 文 部 省 令 第 三十二号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

規 定 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 傍 表 線 に を ょ り、 付 L た 改 部 正 分 前 欄  $\mathcal{O}$ ょ 12 う 掲 12 げ 改 る 規  $\Diamond$ 定 改  $\mathcal{O}$ 傍 正 前 線 欄 を 付 に 掲 L げ た る 部 そ 分 をこ  $\mathcal{O}$ 標 記 れ 部 に 分 順 に 次 対 重 応 傍 す 線 る を 改 付 正 後 L た 欄 規 12 定 掲 げ 以 る

下 対 象 規 定 と 1 う。 で 改 正 後 欄 に ک れ に 対 応 す る t  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は、 ک れ を削 る。

改 正 後	改正前
(通信制の課程の規模)	(通信制の課程の規模)
第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員	第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百
及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切	四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上
に定めるものとする。	支障がない場合は、この限りでない。
2 [略]	2 [同上]
(教諭の数等)	(教諭の数等)
第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主	第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主
幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する	幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育
生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に	上支障がないものとする。
在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか	
大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。	
2 · 3 [略]	2 · 3 [同上]
附則	附 則
1•2 [略]	1・2 [同上]
[項を削る。]	3 この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程の
	うち生徒収容定員が三百人未満のものについては、当分の間、
	第四条の規定にかかわらず、同条の規定によらないことができ
	る。ただし、その現に存する生徒収容定員を下ることとなつて
	はならない。
[項を削る。]	4 この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程の
	うち生徒数が三百人未満のものの通信教育を担当する専任の教
	員の数及び専任の事務職員の数の基準は、第五条の規定にかか
	わらず、なお従前の例による。
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標	記部分を除く全体に

## (施 ) 所 ) 期 ) 則

ک  $\mathcal{O}$ 省 令 は、 令 和 五. 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。

1

(経過措置)

2

場 教 < 規 教 ک 合 高 定 育 諭 を 等 に 法  $\mathcal{O}$ 含 指 学 省 か 施 導 校 行 令 む か 教 に わ 規 諭 中 5 ょ 則 等 ず、 及 る  $\mathcal{O}$ 教 昭 改 数  $\mathcal{U}$ 教 育 に 和 正 学  $\mathcal{O}$ 後 諭 0 十 二 7) 校 省  $\mathcal{O}$ て 新 高  $\mathcal{O}$ 令 等 規 後 年 は  $\bigcirc$ 程 学 期 施 文 課 特 第 部 校 行 別 五 程 省 通  $\bigcirc$ 条 令 を 日 信  $\mathcal{O}$ 事 第 含 か 第 教 情 む 5 + 育 が 項 令 規 <del>---</del> 程 号) あ 和  $\mathcal{O}$ り、 規 七 に 第 年 以 定 お  $\equiv$ か に け 下 百 ょ る 月 + つ、  $\Xi$ り 通 新 <del>---</del> 教 助 + 条 規 信 育 教 制 に 程 \_ 上 諭 日 お  $\mathcal{O}$ 支 لح 課 ま 11 又 障 7 は で 7 程 う。 が 講 準 に  $\mathcal{O}$ な 師 係 間 用 1 を る は す 場 第 ŧ 副 る 合 場 五. 校 通 9 7 条 に 長、 合 信  $\sum$ 限 第 制 を 含 り、 教 れ  $\mathcal{O}$ 項 に 課 む 頭 な 代 程 ) 学 お え 主 を 校 従 る 幹  $\mathcal{O}$ 置

前

 $\mathcal{O}$ 

例

によ

ることが

できる。